

シニアカー

令和8年4月1日から
受け付け開始！

購入やレンタル・リースの費用を一部補助します！



対象者

- ・市内に住民登録があり、市税を滞納していない人
- ・65歳以上の人

⚠ 他の制度によるシニアカーの購入やレンタルなどに関する補助を受けている人は対象外です。

対象のシニアカー

- ・対象者本人が使用するもの
- ・購入の場合は日本産業規格(JIS)T9208に適合する新品



⚠ すでに購入やレンタルなどをしているシニアカーは対象外です。

補助金の額

購入の場合

購入費の3分の1(最大10万円、1,000円未満切り捨て)

レンタルまたはリースの場合

レンタルなどに必要な費用の4分の1(補助金の累計額が10万円に達するまで)



シニアカーってどんな乗りもの？

● シニアカーの特徴

- ・運転免許証がいらない
- ・最高速度は時速6キロ
(大人の早歩きと同じくらい)

● 歩行者と同じ交通ルールで運転しましょう

歩道や道路の右側、横断歩道を走行しましょう

⚠ シニアカーは歩行者扱いですが、近くに歩行者がいるときは歩行者優先です。



シニアカーの補助を受ける場合は、
購入やレンタルなどをする前に
市役所への申請が必要です



受付・お問い合わせ

藤岡市役所 総務部 地域安全課

場所: 藤岡市役所 防災センター1階
TEL: 0274-40-2245(直通)

HPは
こちら

